

地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員給与規程

制定 平成 24 年 4 月 1 日

規程番号 第 16 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第 33 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）に勤務する非常勤職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 嘱託職員（非常勤就業規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する嘱託職員のうち臨床研修医以外の者をいう。以下同じ。）の給与は、報酬、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、宿日直手当、及び賞与とし、月額制とする。

2 臨時職員（非常勤就業規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する臨時職員をいう。以下同じ。）の給与は賃金、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、及び宿日直手当とし、日額制又は時給制とする。

3 前項の規定に関わらず、臨時職員に対して、法人の業績等を総合的に勘案し、一時金を支給することができる。

4 報酬及び賃金は、本人の職種及び経験年数等に応じて決定し、原則として契約期間中の昇給は行わない。

(給与の支給日)

第 3 条 嘱託職員の報酬及び通勤手当については当月 1 日から当月末日を、その他の手当については前月の 1 日から前月末日をそれぞれ給与期間とする。

2 臨時職員の給与期間は前月 1 日から前月末日とする。

3 給与は毎月 21 日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は勤務条件に関する規程第 13 条第 1 項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

(給与の支給)

第 3 条の 2 新たに非常勤職員となった者には、その日から報酬又は賃金を支給する。

(給与の口座振替)

第 4 条 この規程に基づく給与の支払は、非常勤職員の申出により、理事長が認めた場合に限り口座振替の方法によることができる。

## (給与からの控除)

第5条 次に掲げるものは、給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定によるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、非常勤職員が自らの給与から引き去ることを希望してその申出をしたもので理事長が認めたもの

## (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 勤務1時間当たりの給与額は、月額については、報酬を月平均所定勤務時間数で除して得た額に、日額についてはその額を1日の勤務時間で除して得た額に、時給についてはその額とする。

- 2 第11条に規定する勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上の端数を1円に切り上げる。

## (給与の減額)

第7条 非常勤職員が勤務しないときは、休暇による場合その他勤務しないことについて承認を得た場合（理事長が減額する旨を定めた場合を除く。）を除き、その勤務しない時間数につき、前条第1項で定める勤務1時間当たりの給与額を乗じた額を減額する。

- 2 第1項の「その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合」とは、休日、非常勤就業規則第17条に規定する休暇のうち有給休暇であるもの及び同規則第38条の2の規定により職務専念義務を免除された場合をいう。

## (報酬の日割計算)

第8条 月額により報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算（以下「日割計算」という。）する。

- 2 給与期間の初日以外の日により育児休業および出生時育児休業を開始し、介護休業を開始し、又は停職にされたときあるいは育児休業の期間、出生時育児休業の期間、介護休業の期間又は停職の終了により職務に復帰したときの報酬を支給する場合においては、その報酬額は、日割計算により支給する。
- 3 報酬を前2項により日割計算により支給する場合において、当該報酬額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

## (通勤手当)

第9条 非常勤職員の通勤手当の決定及び支払いは、地方独立行政法人加古川市民病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定を準用する。この場合において、職員給与規程第36条中「第12条第1項」は「地方独立行政法人加古川市民病

院機構非常勤職員給与規程第3条」と読み替えるものとする。

- 2 臨時職員の通勤手当については職員給与規程第25条第2項第2号の規定にかかわらず、次表を適用する。

通勤距離	日額	1月の上限額
2 km 未満	—	—
2 km 以上 5 km 未満	100 円	2,000 円
5 km 以上 10 km 未満	200 円	4,200 円
10 km 以上 15 km 未満	330 円	7,100 円
15 km 以上 20 km 未満	460 円	10,000 円
20 km 以上 25 km 未満	590 円	12,900 円
25 km 以上 30 km 未満	720 円	15,800 円
30 km 以上 35 km 未満	860 円	18,700 円
35 km 以上 40 km 未満	990 円	21,600 円
40 km 以上 45 km 未満	1,110 円	24,400 円
45 km 以上 50 km 未満	1,200 円	26,200 円
50 km 以上 55 km 未満	1,280 円	28,000 円
55 km 以上 60 km 未満	1,360 円	29,800 円
60 km 以上	1,440 円	31,600 円

(特殊勤務手当)

第10条 非常勤職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について、特別の考慮を必要とする場合において、これを報酬又は賃金に組み入れることが困難又は不適当な事情があるときは、その勤務の特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。ただし、理事長が指定する者については、この限りでない。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける非常勤職員の範囲及び支給額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

ただし、医師免許又は歯科医師免許を有する非常勤職員（以下「医師等」という。）については、地方独立行政法人加古川市民病院機構医師給与規程第21条の規定を準用する。

- 3 月額で支給される手当については、第8条と同じ日割り計算により支給する。

- 4 救急対応待機手当は、正規の勤務時間以外の午後5時から翌日午前8時30分まで、又は午前8時30分から午後5時までの各々の時間帯を1回の待機時間として支給する。

- 5 ベースアップ加算手当は、特別の事情があると理事長が認めるときは、院長と協議の上、支給額を改定することができる。

(時間外勤務手当等)

第11条 所定の勤務時間を超えて勤務させた場合には、次により計算した時間外勤務手当を支給する。

- (1) 勤務時間が1日7時間45分までの部分  
勤務1時間当たりの給与額×時間外勤務時間数

- (2) 勤務時間が1日7時間45分を超える部分  
勤務1時間当たりの給与額×時間外勤務時間数×100分の125
- 2 所定の休日に勤務させた場合には、次により計算した休日勤務手当を支給する。
- (1) 1週38時間45分以内、1日7時間45分以内かつ1週5日以内の場合  
勤務1時間当たりの給与額×休日勤務時間数
- (2) 前号以外の場合  
勤務1時間当たりの給与額×休日勤務時間数×100分の135
- 3 午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、その間に勤務した全時間に対して次に掲げる計算式により算出した額を深夜勤務手当として支給する。  
勤務1時間当たりの給与額×深夜勤務時間数×100分の25
- 4 前3項に規定する手当の支給の基礎となる時間数は、その給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 5 第3項に規定する深夜勤務手当は、第1項の時間外勤務手当又は第2項の休日勤務手当と支給要件が重複する場合は、併給する。

（宿日直手当）

第12条 宿日直勤務を命ぜられた非常勤職員には、その勤務1回につき次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる額を宿日直手当として支給する。

(1) 医師等

宿直手当 20,000円  
日直手当 1日 20,000円  
日直手当（5時間未満のもの） 10,000円

(2) 前号以外の非常勤職員

宿直手当 13,000円  
日直手当 1日 13,000円  
午前の勤務に係るもの 6,500円  
午後の勤務に係るもの 7,000円  
救急医療体制に係るもの 5,000円

2 前項の勤務は、その本務に従事した場合を除き、前条の勤務には含まれないものとする。

（年末年始勤務手当）

第13条 削除

（賞与の支給）

第14条 賞与は、原則として年2回、6月と12月に法人の業績及び本人の勤務成績に応じ支給日に在籍する職員に支給する。

- 2 前項の規定に関わらず理事長が指定する者については、この限りでない。
- 3 賞与の額は、嘱託職員の賞与基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 理事長は、前項の額に法人の業績等を総合的に勘案し、加算して支給することができる。
- 5 第3項の賞与基礎額は、それぞれの基準日現在において受けるべき報酬の月額とする。

(賞与の算定期間)

第15条 賞与の算定期間は、支給月に応じ次の通りとする。

- (1) 6月 前年12月2日から当年6月1日まで
- (2) 12月 当年6月2日から12月1日まで

(賞与の不支給)

第16条 前条の算定期間の一部を欠勤している者については、出勤状況を勘案して、次に掲げる期間を除算して減額支給する。

- (1) 育児休業及び出生時育児休業をしている嘱託職員として在職した全期間
- (2) 介護休業をしている嘱託職員として在職した全期間
- (3) 産前休暇及び産後休暇を取得した全期間

(4) 私傷病による療養休暇(同一又は同一とみなされる負傷又は疾病に限る。)を取得した日数が5日を超える場合には、当該取得日数から5日を控除して得た期間

- 2 前条の算定期間の途中で採用した者(当該算定期間の末日に採用した者を除く。)については、在籍期間に応じて支給、賞与の一部を支給する。
- 3 前条の算定期間の一部に在籍していた者であっても、当該算定期間の末日に在籍していない者には、賞与は支給しない。
- 4 賞与は法人の業績により不支給とすることがある。

(一時金)

第17条 理事長は、運営上必要な場合に一時金を支給することができる。

- 2 一時金の支給にあたっては、経営上の観点から経営に悪化の影響のない場合に限る。
- 3 一時金の額・支給基準等については、理事会の決議により決定する。

(補則)

第18条 この規程の実施のための手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前の期間に係る給与に関する取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年規程第 1 号）

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 6 号）

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年規程第 13 号）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 14 号）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（規程の整備）

2 規程番号を平成 23 年第 55 号から第 16 号へ改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

（適用関係）

2 この規程のうち、第 2 条第 3 項、第 14 条第 4 項及び第 5 項の改正規定に係る運用は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、2020 年 5 月 1 日から施行する。

（適用関係）

2 この規程のうち、第 10 条の改正規定に係る運用は、2020 年 2 月 12 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、2021 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、理事会決定の日から施行し、2022年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2022年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2023年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2024年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2026年3月4日一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。ただし、別表第1に1項を加える改正規定は、理事会決定の日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第1(ベースアップ加算手当(特例)の項に限る。)の規定は、2025年12月1日から適用する。  
(ベースアップ加算手当(特例)に係る経過措置)
- 3 2025年12月1日から2026年1月31日までの間におけるベースアップ加算手当(特例)については、第3条第1項及び第2項の規定に関わらず、2026年3月の支給日に支給するものとする。

別表第1(第10条関係)

種類	支給範囲	支給額		
		区分	単位	単価
緊急呼出手当	勤務時間外において予告なく呼出を受け、救急患者の診療の業務に従事した非常勤職員		回	3,000円

放射線取扱手当	放射線取扱業務の補助に従事した看護師、助産師及び准看護師(以下「看護職員」という。)		日	300円
夜間交替勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる医療等の業務に従事した(削除)職員	2時間未満の場合	回	3,400円
		2時間以上の場合	回	5,000円
手術室勤務手当	手術室に勤務する看護職員		月	10,000円
感染症防疫業務手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症に関する法律」という。)第6条に規定する1類感染症又は理事長がこれに相当すると認める感染症の患者の診療、看護又は搬送等に従事した職員		日	1,000円
	感染症に関する法律第6条に規定する2類感染症の患者の診療、看護又は搬送等に従事した職員		日	300円
	感染症に関する法律第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所又は物件の消毒作業に従事した職員		日	500円
看護職員等処遇改善手当	看護業務に従事した看護職員、看護補助者及び作業補助者	嘱託職員	月	報酬月額 の3% (1円未満の 端数は、切り上 げ)
		臨時職員	時	時給単価の 3% (1円未満の 端数は、切り上 げ)
救急対応待機手当	勤務時間外に予告を受けて、救急患者に対応するための呼出に備えて待機した看護師、臨床工学技師、診療放射線技師		回	2,000円
ベースアップ加算手当	別表第2に定める職種の職員でその職務に従事した職員	嘱託職員	月	報酬月額 の4.5% (1円未 満の端数は、切 り上げ)
		臨時職員	時	時給単価の 4.5% (1円未 満の端数は、切 り上げ)
ベースアップ加算手当(特例分)	本規程により報酬の支給を受ける嘱託職員のうち医師等以外の職員	嘱託職員	月	報酬月額 の1% (1円未満の 端数は、切り上 げ)
	本規程により賃金の支給を受ける臨時職員のうち医師等以外の職員	臨時職員	時	時給単価 の1% (1円未満の 端数は、切り上 げ)

別表第2(第10条関係)

ベースアップ加算手当支給対象表

適用される職種等
薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士 歯科技工士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 管理栄養士 栄養士 精神保健福祉士 社会福祉士 介護福祉士 保育士 救急救命士 臨床心理士 公認心理士 認定遺伝カウンセラー あん摩マッサージ指圧師 診療情報 管理士 メディカルアシスタント 看護補助者